

鹿屋市は農福連携を推進しています。



鹿屋市農福連携スタートアップ支援事業補助金を活用しませんか。

鹿屋市では、農業分野での障がい者の就労機会の創出及び拡大を図るために、市内の自社農園で農福連携に取り組む就労継続支援 B 型事業所に対し、「鹿屋市農福連携スタートアップ支援事業」を令和 5 年度から開始しました。

この事業は、自社農園での農福連携に新たに取り組む事業所や、すでに取り組んでいる事業所が新たな作物にチャレンジする場合に、農業資材、農業機械、農業施設の導入補助を行うものです。



事業の要件等

1 対象者（以下の①から③のすべてを充たす事業所で、市税の滞納がないこと）

- ①市内に事業所を置く就労継続支援 B 型事業所
- ②新たに農福連携に取り組む事業所、又は既に取り組んでいる事業所で新たな品目の作付けに取り組む事業所
- ③市内の農地で農福連携に取り組む事業所

2 対象事業・対象経費（上記の対象者が行う下記の①から③の事業）

- ①農業資材の購入事業・農業資材の購入に要する経費
- ②農業機械の導入事業・農業機械の導入に要する経費
 - ・ 1 台当たり 10 万円以上のもので 2 台を限度、中古機械も購入可
 - ・ 耐用年数が概ね 5 年以上 20 年以下のもの
- ③施設等の導入事業・施設等の資材及び設置に要する経費
 - ・ 中古の建築資材も購入可
 - ・ 耐用年数が概ね 5 年以上 20 年以下のもの



3 補助率 補助対象経費の 1 / 2（補助金額上限：100 万円）

※申請者多数の場合は規定により補助対象者を選定します。

■お問い合わせ先

鹿屋市 農林商工部 農政課 農業振興係
〒893-8501 鹿屋市共栄町 20 番 1 号
TEL：0994-31-1117（直通）
FAX：0994-43-2140

鹿屋市のホームページも
ご覧下さい！

HP

鹿屋市ノウフク

検索

